

平成 30 年度水俣市税条例の主な改正点について

(個人市民税関係)

1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替（平成 33 年度分～）

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけではなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行う。

①給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除・公的年金等控除の引下げとともに、基礎控除を同額引上げ。

給与所得控除・公的年金等控除	▲10 万円
基礎控除	+10 万円（控除額：33 万円→43 万円）

②給与所得控除の見直し

- ・ 給与所得控除の上限額が適用される給与収入を 1,000 万円から 850 万円に引下げ。
- ・ 給与所得控除の上限額を 220 万円から 195 万円（※）に引き下げる。
（※）基礎控除への振替分（▲10 万円）に加え、給与所得控除の上限額をさらに 15 万円引下げ
- ・ 子育てや介護を行っている者（※）には負担増が生じないように措置。
（※）子育てや介護を行っている者...23 歳未満又は特別障害者である者を扶養する者等

③公的年金等控除の見直し

- ・ 公的年金等収入が 1,000 万円超の場合、公的年金等控除額に上限を設定。
控除の上限額：195.5 万円（基礎控除への振替に伴う 10 万円引下げ分を含む。）
- ・ 公的年金等収入以外の所得金額が 1,000 万円超の場合、公的年金等控除額を引下げ。
他の所得が 1,000 万円超：▲10 万円、2,000 万円超：▲20 万円

④基礎控除の見直し

基礎控除額について、合計所得金額 2,400 万円（給与収入 2,595 万円）超で遡減し始め、2,500 万円（給与収入 2,695 万円）超で消失する仕組みを設ける。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400 万円以下 (給与収入 2,595 万円以下)	33 万円	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下 (給与収入 2,595 万円超 2,645 万円以下)		29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下 (給与収入 2,645 万円超 2,695 万円以下)		15 万円
2,500 万円超 (給与収入 2,695 万円超)		適用なし

(たばこ税関係)

1 たばこ税率の引上げ (平成 30 年 10 月 1 日～)

国と地方のたばこ税の配分比率 1 : 1 を維持した上で、たばこ税率を 3 段階で引上げ (国と地方あわせて 1 本当たり 1 円ずつ計 3 円)

(税率 : 1,000 本当たり)

市たばこ税	現 行	改 正 案		
		H30.10.1	H32.10.1	H33.10.1
	5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円

2 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこの製品特性を踏まえて見直し。新たな課税方式による紙巻たばこへの換算を 1 / 5 ずつ増やしていく。